



2026/06/10 18:30 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000580532
地図番号	G51	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
99番	畑	1004:		余白	
99番1	余白	989:		①③99番1、99番2に分筆 〔昭和44年5月30日〕	
余白	余白	1138:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和60年5月9日〕	
余白	余白	1102:		③99番1、99番3に分筆 〔平成4年3月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年8月9日 第1283号	原因 昭和42年7月20日売買 所有者 北秋田郡比内町扇田字伊勢堂岱14番地 大 沢 健 蔵 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日
2	所有権移転	平成25年11月13日 第9655号	原因 平成25年9月25日相続 所有者 大館市比内町扇田字伊勢堂岱14番地 大 澤 ア サ 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。